

## 平成29年度 第2回北海道自立支援協議会 議事録

開催日時：平成29年12月26日（火）10:00～11:30

開催場所：道庁本庁舎7階 農政部第一中会議室

### ○開会

(障がい者保健福祉課制度グループ 三田地主査)

ただいまから、平成29年度第2回北海道自立支援協議会を開催いたします。

本日は大変お忙しい中、御出席いただき、厚くお礼申しあげます。障がい者保健福祉課制度グループの三田地です。議事に入るまでの間、進行をつとめさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

はじめに、お手元の資料を確認させていただきます。会議次第、出席者名簿、配席表のほか、資料1として、「地域づくりガイドラインの見直しについて」資料2として、「第2期北海道障がい者基本計画【改訂版】素案」以下、次第の下段に記載の配布資料一覧のとおりとなっております。

その他、参考資料として、「北海道障がい者条例地域づくりガイドライン」と、「北海道障がい者基本計画等タウンミーティング」を、本日、机上に配布しています。資料の不足、乱丁がありましたら、お知らせください。

続きまして、本日の御欠席等についてであります。小野委員、上林委員、小瀬委員、我妻委員からは、事前に欠席の連絡をいただいております。

本日の日程ですが、11時を目途に終了させていただきたいと存じますので、御協力をお願いします。

それでは、ここからの議事の進行は、大久保会長にお願いしたいと存じます。よろしく申し上げます。

## 2 議事

### 【協議事項】

#### (1) 地域づくりガイドラインの見直しについて

(大久保会長)

それでは、議事に入ります。まず、協議事項の(1)「地域づくりガイドラインの見直しについて」事務局から説明をお願いします。

(障がい者保健福祉課制度グループ 岩佐主幹)

制度グループの岩佐です。よろしく申し上げます。私の方からは資料1に基づき、説明させていただきます。

障がい者条例第22条において、知事は地域間の福祉サービス等の格差や障がいの程度による社会参加の機会の不均衡を是正しながら障がい者が暮らしやすい地域づくりを推進するために、市町村が実施することが望ましい基本的な指針を定めるものとされているものです。地域づくりガイドラインは、その基本指針にあたるものでございます。

2の経過に記載してございますが、障がい者条例の施行にあわせ平成22年4月に地域づくりガイドラインとその解説というものを策定しております。

平成24年8月に地域づくりガイドラインと解説については一部改正を行っておりますが、改正を行った経緯としましては、札幌市で障がいのある方が孤立死した事案が発生したということで、相談支援体制についてももう少しこのガイドラインの中にきちんと盛り込んだ方がいいんじゃないかというような視点で、この時見直しを行っております。

3番目の見直しの方向性ということで、今年度、第2期北海道障がい者基本計画及び、第5期北海道障がい福祉計画や新たに制定の準備をしております北海道障がい者の意思疎通の総合的な支援に関する条例や北海道言語としての手話の認識の普及等に関する条例に基づき、ガイドラインとその解説について必要な見直しを行うもの。

計画関連でいえば、四角で囲っておりますけども、「地域生活支援拠点」ですとか「成年後見制度」「意思疎通・意思決定、意思疎通支援」などに関係した事項なんか、今回の見直しの重点的な項目になろうかというようなことで事務局としては考えています。

改正のスケジュールなんですけども、まず今年度中1月から3月までは、まず計画の素案ですとか条例の案に基づきまして、事務局において改正の内容についてたたき台を作成していきたいというふうに考えています。

4月以降、地域づくりコーディネーター部会、この地域づくりガイドラインというのは地域づくりコーディネーターさんに中心になって動いてもらうというような形を想定しておりますので、そういった地域づくりコーディネーター部会で検討していただくという中で検討を進めていきまして、7月にパブリックコメントで広く道民の方から意見をいただきながら、最終的には10月上旬にはガイドラインと解説の改訂を終えたいと考えております。

事務局からの説明は以上です。

(大久保会長)

はい、ありがとうございます。地域づくりガイドラインというのは何年ぐらいですかね。5年ぶりぐらい？ ガイドラインおよびガイドラインをもうちょっと詳しく事例に基づいてご紹介する解説も作り替えようということだそうで、その内容とスケジュールについて説明がありました。皆さんの方からご質問やご意見ありましたら、ぜひお聞きしたいと思います。

(片山委員)

ちなみにというぐらいなんですけど、すみません、僕もしっかり読み込んだことはなくて。語群の中で今既にもうここはちょっとこのままではまずいぞみたいなものがいくつかあるんでしょうか。

(大久保会長)

どうでしょうかね。

(片山委員)

事務局じゃなくてもいいんですけど。知ってる方。

(事務局)

まずいぞというのは。

(片山委員)

今すでにもうここは変えないといけないと言うか、現状まずいぞというか、おかしいぞというのはあるんでしょうか。

(事務局)

まだ事務局としてはですね、まだそこまでちょっと掘り下げてはいなくて。

(片山委員)

これからそこも精査していくという。

(事務局)

はい、そうです。

(大久保会長)

一つはきっとその、新しく条例が増えたっていうことがあるのと、何となくですけど、聞いている範囲では自立支援協議会自体が地域によってずいぶんばらけているので、それぞれの市町村では相当差があるので、それはまだ反映されてない感じなんですよ。

(事務局)

スケジュール的には1月から3月までの間は事務局でたたき台を作るんですけど

これは新しい計画の内容だとか、新しい条例の内容を反映させてたたき台を作る。あとは、その後は地域の状況なんかも調査しながら、それをまた追加するなり加除していくということで練り込んでいく必要があるのかなという感じです。

(中村委員)

じゃ、ちょっと一つ。今、私もちらっと見せていただいて、特に災害のところでどういう風な位置づけとか、ちょっとすぐにはわからないんですけども、今年度道社協の方でも、北海道さんの支援を受けて災害ボランティアセンターの常設をさせていただきました。それで、今の各部局の方とも連携を取りながら平常時の取り組みそして災害時ということで、特に各自治体での防災計画とかそういう風な災害の取り組みの中で明確に災害ボランティアの方々の活動を含めた、そういう風な整備を進めてる中で、今年度からできたセンターですので、今回の中で災害の部分、地域の方々の災害要支援者となる方々の部分にも関係してきますので、若干今後それについてご検討して、災害ボランティアセンターとしても北海道の災害ボランティアセンターですので連携できることだとか、通常時のいろいろな研修会の中でも各圏域にある関係機関ですとか、そういうところも参加をいただいて、要援護者の方々の安全な災害対応を検討していきたいと思いますので、それもちょっとまたご相談しながら、そういうところにも少し整備いただければありがたいなと。

(大久保会長)

そうですね、ぜひお願いします。後の方の計画の方で、そういうことも盛り込まれているので、ぜひお願いします。他に質問とかご意見はありませんでしょうか。進め方とか、もし中身の方もあれば。

(中田委員)

ガイドラインの項目というところは条例に対応しているのでしょうか。

(事務局)

はい、23条で基本指針に盛り込んでいる条項が列記されていまして、それに対応した並びになっています。

(中田委員)

この1から6までの項目立てになってて、それに対応する中身が各項目ごとにあると。2月に協議する検討組織というのはコーディネーター部会のことなのか…その検討組織というのは何を指しているのか。

(事務局)

4月に地域づくりコーディネーター部会での検討と書いてあるのですが、こういった体制で検討していききたいというようなことを、今回はガイドラインの見直しをしていききたいということを協議、ご報告をさせていただきまして、2月には自立支援協議会の事務局の方でも検討を進めていきますので、ある程度こういった体制でやりたいというような検討体制について協議会においてご了解いただきたいなど。細かい作業にもなりますので、地域づくりコーディネーター部会を活用したいなどというのはイメージとしてありまして、その中に自立支援協議会の中から何名か部会の中にオブザーバーみたいな形で入っていただいて、ご意見を頂きながら見直し作業を進めていききたいとは、今時点ですけどそういう風に検討しています。それについて2月に正式にお願いしたいなど。

(大久保会長)

はい。他いかがでしょうか。僕もガイドラインを最初作る時に少しお手伝いした覚えがあるんですけども、これをやった結果どうだったのかということも、今後の検討の中で出てくると思います。よろしければ、いずれにしても来年度はこの協議会でけっこうこのガイドライン、解説についてされることとなりますので、ぜひ関心を持っていただきたいと思います。

## 2 報告事項

### (1) 第2期北海道障がい者基本計画【改訂版】素案について

(大久保会長)

それでは、報告事項に入ります。まず、報告事項の(1)「第2期北海道障がい者基本計画【改訂版】素案について」事務局から説明をお願いします。

(障がい者保健福祉課計画推進グループ 千葉主幹)

障がい者基本計画の説明の前に、

9月に開催しましたタウンミーティングにつきまして、御説明させていただきますので、「参考資料」をご覧ください。

1枚ものの両面の資料ですが、計画素案策定のため、広く道民の皆さまからご意見を伺うため、全道9ヶ所におきましてタウンミーティングを開催いたしました。

9月16日の札幌会場を皮切りに、10月1日の函館会場を最後に、合計283名の方のご参加を頂きました。

今回の計画素案につきましては、皆さまのご意見も参考に、各検討部会のご審議をいただき、作成しているところです。

それでは、「第2期北海道障がい者基本計画[改訂版]素案」について説明させてい

たきます。

施策について、主な見直し点を中心に御説明します。5ページ目をご覧ください。計画の体系ですが、3つの目標と、8つの施策で構成されております。

13ページ目をご覧ください。

まず、ローマ数字のⅠ生活支援ですが、13ページに記載の《考え方》については、タウンミーティングでお示した、基本的な考え方を記載しております。

以下、他の施策の基本的な考え方も同様となっております。

算用数字の1の生活支援体制整備の充実として、(1)生涯を通じた支援の確保ですが、14ページ目の最初のマルの項目として、地域で生活する障がいのある人の重度化・高齢化にも対応できるよう、居住支援機能及び地域支援機能などを備えた「地域生活支援拠点」の整備を推進します。

また、2の相談支援体制・地域移行支援の充実の(1)地域における相談支援体制の確保に、2つ目のマルの項目として障がいのある人が身近な地域で、自らの意思に基づく決定による相談支援を受けることのできる相談支援体制の構築するための取組を推進することとします。

14ページ目の下段に記載がありますが、「3の意思決定支援の推進」を新たに項目立てして、意思決定支援ガイドラインの普及を図るとともに、成年後見制度の利用を促進します。

20ページ目をご覧ください。ローマ数字の「Ⅱ」の保健医療についてですが、22ページに記載があります。「3」の「精神障がいのある人や難病のある人などの障がいの特性に応じた支援の充実」については、「2」の「障がいの原因となる疾病等の予防・治療」の項目として記載されておりましたが、わかりやすくするために、新たに項目立てしています。

24ページ目をご覧ください。ローマ数字Ⅲの療育・教育です。25ページ目の、「1障がいのある子どもに対する支援の充実」の「(2)子ども発達支援の推進」ですが、3つ目のマルの項目として、障がいのある子どもを持つ家族の子育ての不安を軽減するため、同じ障害を持つ子の保護者が相談対応を行うとともに、日中一時支援や短期入所等の利用を進めること、4つ目のマルの項目として、市町村で保健・福祉・教育等と連携体制を進めるため、振興局が行う研修と教育局が行うセミナーを合同開催すること、次のページ、26ページ目をご覧ください。1つ目のマルの項目として、幼児期から学齢期、就労機へと一貫した支援が行われるよう、乳幼児期からの支援ファイルと学校等で作成される個別の教育支援計画とを一体的に活用し、また、サービス利用の際の障害児相談支援計画や事業所で作成される個別支援計画等を含めて連動した支援となるよう努めること、

2つ目のマルの項目の後段に記載がありますが、福祉と教育及び関係機関による重層的な支援体制を推進することとします。

28ページ目をご覧ください。新たに3として「医療的ケアを必要とする子どもへの支援の充実」として、(1) 在宅サービス等の充実に努めるとともに、(2) 地域・関係機関における連携体制の構築に努めることとします。

次に29ページ目のローマ数字のIVの就労支援ですが、30ページ目をご覧ください。2の一般就労の推進の(4) 就労支援サービスの質の向上として、二つ目のマルの項目として、就労系サービス事業所を対象とした自己評価の制度導入の促進を図ること、また、「3 多様な就労の機会の確保」として、31ページ目の(2) 施設外就労等の就労形態の普及促進として、二つ目のマルの項目として、障害のある人の農業分野における就労(農福連携)の取組など、地場産業や企業、市町村など地域における新たな業態、業種の開拓・確保に努めることとしています。

35ページ目の、ローマ数字VIの差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止ですが、37ページ目をご覧ください。「3 理解の促進」の(2) 障がいのある人に対する理解の促進として、三つ目のマルの項目として、ヘルプマークやヘルプカードの普及を推進し、外見から分かりにくい障がいなど、周囲の方からの配慮を必要としている人への思いやりのある行動を促し、障がいへの理解を図ります。

39ページ目の、ローマ数字VIIの生活環境ですが、42ページ目をご覧ください。「3 防災・防犯対策の推進」の「(4) 施設利用者などに対する災害時の支援の推進」として、道が平成29年8月に策定した「社会福祉施設等における非常災害対策計画の策定の手引き」を活用し、社会福祉施設等における非常災害対策計画の策定を進めます。

また、(5)の防犯対策の推進として、二つ目のマルの項目として、障害者支援施設等を利用する障がいのある人が安心して生活できるように、防犯に係る安全確保のための施設整備や防犯に係る職員の対応に関する点検等の取組を促進するとともに、関係機関や地域住民等と連携し、安全確保体制の構築に努めます。

43ページ目の、ローマ数字VIIIの情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実として44ページ目をご覧ください。「2 意思疎通支援の充実」ですが、(1) (仮称)障がい者の意思疎通の総合的な支援に関する条例の推進と(2) (仮称)言語としての手話の認識の普及等に関する条例の推進をすることとしております。

以上が改訂版素案の説明です。

なお、用語解説については、案の段階で作成します。

今後のスケジュールでございますが、ちょっと記載しているものはございませんが、現在、今月の8日、12月8日金曜日から来月の1月9日火曜日にかけてパブリックコメントを実施しております。パブリックコメントを実施後に計画案の策定に向け作業を実施し、1月中旬に北海道障がい者施策推進審議会等でのご議論を頂きまして、3月に計画を策定したいと考えておりますので、よろしくお願いたします。以上でございます。

(大久保会長)

はい、ありがとうございました。それでは、第2期北海道障がい者基本計画【改訂版】素案について、ご意見やご質問等ありましたら、ぜひいただきたいと思えます。6月のこの協議会の時にスケジュールの事が話されて、その間いろいろ論議され、タウンミーディングも終わってこの状態になったということですので、何かありましたらぜひ。

(中田委員)

この形で実際に最終的なものができるのでしょうか。単純に字が小さいので、視覚障がいのある方から見づらいというようなことはないのかなと。

(事務局)

大きさですね。今のところはこの形で考えてはいたのですが、そのような方向も必要であればちょっと検討してみなくてはいけないのかなという風には思っておりますけども、あまり大きくなると札幌市さんの計画の構成とは北海道と違うものですから、札幌市の場合は始めから字を大きくすることを想定しながら言葉を選んでいるというものがありますので、道としてはこれは検討課題ではあるのですが、また3年後の計画、これ自体5年後なんですけども、その時にそういう部分も含めて見やすい部分ということを考えますと、文言の何と言いますか、今回これ以外のわかりやすい版というものを実は、委員の皆様にはパブリックコメントを実施する際にお渡ししてご覧いただいていると思うのですが、ああいう本とかわかりやすい版を作らなくても、始めから計画自体が方向自体がわかりやすい形にしなければいけないというのが、次期、これの次の時には考えていきたいと思えますので、そういう部分でまた併せて構成も含めて字の大きさも含めて検討させて頂きたいと思っております。

(大久保会長)

ほかにはいかがでしょうか。確かに全部がわかりやすかったら、それが一番いいですけどね。範囲がとても広いので、どこでも結構だと思いますけど。この協議会としてはもうこれで最後なんですよ、この計画について何か話題になるのは。なので、皆さんもし何かありましたら。

(事務局)

2月の時に案を審議会で報告した後の部分、もう一度案をご説明、修正部分も含



めてしていきたいと思っております。

(大久保会長)

もう一回あるんですね。はい、どうぞ。

(永井委員)

細かくて申し訳ないのですが、用語の使い方で質問したいことがあって、33ページの(3)移動支援の確保のところなんですけども、おそらく移動に関する支援を縮めたものなんだと思うのですが、その移動に関する支援の中に行動援護、同行援護、移動支援等とある時の移動支援が市町村地域生活支援事業の移動支援なのかなと思ひまして、さらに41ページのバリアフリー関係のところでも(1)のマル二つ目のところでは、2行目から労働運送法に基づく福祉有償運送制度や移動に関する支援、ここも移動に関する支援はカッコ行動援護、同行援護、移動支援等という風に書かれていて、(3)の観光へのアクセスのところでは移動にバリアフリー対象者移動支援と書いてあるので、移動支援は移動に関する支援なのかなという風にここで、ちょっと混乱化しやすいことと、移動支援等と言った時の等の中身としてどんなことを想定しているのか教えていただきたいんですけども。

(大久保会長)

ああ、なるほど。

(永井委員)

すみません、札幌市の方では移動支援がすごく議論になっているので。

(大久保会長)

まあ、文言の整備というか、定義をどう押さえるか。

(永井委員)

はい、どれぐらいの範囲の移動支援を想定しているのか教えていただけたら。

(大久保会長)

事務局、いかがですか。

(事務局)

すみません、ちょっとそこまで考えていなかったのですが、この部分は基本的に見直しはしてなかったと思うんですね、5年前に作った時と。それなので深くは考

えていなかったんですけど、ちょっと確認はさせていただきます。

(永井委員)

はい、お願いいたします。

(事務局)

申し訳ございません。

(永井委員)

いえ、ありがとうございます。

(大久保会長)

地域生活支援事業という制度上の移動支援と、一般的にどう間接支援みたいなことをしていくかですかね。

(永井委員)

はい。

(大久保会長)

そこはちょっと整備をお願いします。

はい、いかがでしょうか。ご意見等ございませんか。あるいは、これはこれだけはおききたいとか…。奥村さんとかいかがですか。何かご意見とか。

(奥村委員)

就労支援関連なんですけど、農業などでそれぞれの障がいの特徴に合ったいろいろな働く場を広げていきますということで、うちの伊達市では、例えば高速道路の花壇の整備をしたり、そういうことをしています。それだけです。

(大久保会長)

実際これをやられているということですね。

(奥村委員)

はい。

(大久保会長)

ありがとうございます。その実際やられている連携ももっとたくさんあったらいい

いなという感じはありますか。

(奥村委員)

そうですね、やっぱりあった方がいいですね。

(大久保会長)

他の地域でもそういったことが広がれば。

(奥村委員)

そうですね。

(大久保会長)

ありがとうございます。他に何か感じたことは。よろしいですか。もしなければ次にいきたいと思います。

## (2) 第5期障がい福祉計画素案について

(大久保会長)

それでは、報告事項の(2)「第5期障がい福祉計画素案について」事務局から説明をお願いします。

(障がい者保健福祉課計画推進グループ 千葉主幹)

続きまして、「第5期北海道障がい福祉計画の素案」について説明させていただきます。

16ページ目をご覧ください。計画の体系を記載しておりますが、「希望するすべての障がい者が安心して地域で暮らせる社会の実現」を目指し、11の推進項目に取り組みます。

なお、「(4) 意思疎通支援、情報提供の充実」について、新たに項目立てをして取り組みます。

57ページ目をご覧ください。第6として、平成32年度の成果目標です。

まず始めに、下段に記載があります1の福祉施設の入所者の地域生活への移行目標ですが、29年3月末の施設入所者数を基礎数値として、地域生活移行者数を3.8%の352人、施設入所者の減少見込み数を2.0%の187人としています。

次の58ページ目をご覧ください。2の精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る目標は、入院後3ヶ月時点の退院率を69%、入院後6ヶ月時点の退院率を84%、入院後1年時点の退院率を90%、精神病床における65歳以上及び65歳未満の入院1年以上長期入院患者数は、65歳以上の方が6,924人、65歳未満の方が3,675人。保健、医療、福祉関係者による協議の場の設

置は、各 21 圏域及び 179 の市町村に設置。

3 の地域生活支援拠点の整備目標ですが、地域生活支援拠点は、すべての市町村に整備することを目標としますが、本道の広域性を考慮し、第 5 期計画期間中においては、各圏域 1 箇所以上の整備として、21 箇所です。

4 の福祉施設から一般就労への移行目標ですが、(1) 福祉施設から一般就労への移行について、年間一般就労者数は、28 年度実績の 895 人の 1.5 倍の 1,343 人。

次のページ 59 ページ目になりますが、(2) の就労移行支援事業の利用者数等について、就労移行支援事業の利用者数は、28 年度利用者数 1,727 人の 1.2 倍の 2,072 人、就労移行率が 3 割以上の就労移行支援事業所の割合は 50%。

(3) 就労定着支援事業による職場定着率は、1 年後の職場定着率を 80% とします。

60 ページ目をご覧ください。中段に記載があります、5 の障がい児支援の提供体制の整備目標ですが、児童発達支援センターの設置数、保育所等訪問支援事業所、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数、主に重症心身障がい児を支援する放課後デイサービス事業所数を各圏域 1 箇所以上整備。

次の 61 ページ目になりますが、6 の医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置については、道、21 圏域単位にそれぞれ設置し、市町村は、医療的ケア児等が在住している 118 市町村に設置することとしております。

福祉計画素案の案の説明は以上でございます。

用語解説については、基本計画と同様に案の段階で作成します。

今後のスケジュールですが、現在、12月8日の金曜日から1月9日の火曜日にかけて、パブリックコメントを実施しております。

パブリックコメントを実施後に計画案の策定に向けて作業を実施し、1月中に、北海道障がい者施策推進審議会等のご議論をいただき、3月に策定予定としておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

(大久保会長)

はい、ありがとうございます。それでは今度は、先ほどの障がい者基本計画に基づいていろいろ具体的な数字で目標が出てきました。それについて皆さんからご意見、ご質問頂きたいと思います。数字のところでなくても構いません。

(中田委員)

すみません、58と61で精神障がいの方の地域包括ケアの方の協議の場と医ケアの協議の場とはちょっと違っているように見えるんですけども、先ほどのご説明だと

精神障がいの方は市町村にもというお話だったかと思うんですけど、ここに備考のところには圏域の設置としか書いてないんですけども、これは全市町村にもというイメージなんでしょうか。

(事務局)

そうですね。市町村の方の右側の方には解説、備考欄がないだけで、圏域21箇所というのは障がい福祉圏域のていうご説明であって、各市町村にもこれはその場を設置するという考え方でございます。

(中田委員)

ちゃんとそれも入れた方がいいなって。ちょっとこれだけだと、圏域にしか設置しないようにも見えるかなと思います。

(大久保会長)

圏域および市町村にもそういう場を設置して頂くということによろしいですか。

(事務局)

はい、そうです。

(大久保会長)

他どうですか。はい、どうぞ。

(永井委員)

同じところなんですけど、まず58ページの数値のところの確認なんですけど、630調査に関してですが、これ北海道の数値なのでしょうか。

(事務局)

今のご質問でございますけども、上からそれぞれのカッコで26年6月30日と、こちらの方で厚生労働省の630調査をベースという数値になっております。

(永井委員)

北海道の数値ということなのですね。

(事務局)

はい。道内の数値です。

(永井委員)

あとこの下の今、入院後1年以上の65歳以上、65歳未満の患者数については現代の数値っていうのはあるんでしょうか。

(事務局)

こちらの数値なんですけど数字が今ございませんので、考え方なんですけど国の方の基本指針というのがございまして、そちらの方の計算式が国の方で出ておりまして、それに当てはめた数字ということで数値目標ということでこちらの方に記載してございます。

(永井委員)

じゃあ、目標として何か高すぎるとか低すぎるとかいうことはない妥当な数字。

(事務局)

ええ、国の指針に基づいた計算式での数字となります。

(永井委員)

できれば現代の何かがあるといいなという風に思います。それから先ほどの協議の場の設置のところですが、保健福祉圏域と市町村に今後作られていくんですけど、圏域に作られるものと市町村に作られるものの、何かこう、関係の在り方とかっていうことについて考えていることはございましたら、教えてください。

(事務局)

圏域につきましては、現在北海道で地域支援センターというセンターを設置してございます、各圏域ごとにですね。で、それが圏域を全体調整するようなイメージで今、運営しているんですけども、今後市町村にそれぞれ、協議の場を設置していただくということで、それを重層的に連携を図って支援していくといったイメージでやっております。

(永井委員)

わかりました。それともう1個ちょっと聞き漏らしてしまったのかもしれないんですが、地域移行に伴う基盤整備量、利用者数で書かれているんですけども、これは具体的には何の利用になるんでしょうか。

(事務局)

こちらはグループホームを利用されている方ですとか、日中デイサービスを利用さ

れたというイメージで出た数値です。

(永井委員)

何かこう地域移行、地域定着支援事業は含まない。

(事務局)

それは含まない数値です。

(永井委員)

わかりました。ありがとうございます。

(永井委員)

すみません、同じところで申し訳ないのですが、先ほどの障がい者基本計画の方では、特に精神障がいに対応した地域包括ケアシステムという文言は精神障がいのところではなかったんですけど、基本計画の方とこちらの障がい福祉計画の方で同じような文言を立てなきゃいけないってことじゃないかと思うんですけど、何か使用しないというところには理由があったのでしょうか。さっきの障がい者基本計画22ページとかですけど。

(事務局)

地域包括支援システムの関係でございますね。実は、福祉計画の本文の方の説明を省略したんですが、本文の方には44ページのところに、44ページの8番の精神保健福祉・医療施策の充実という部分に記載がございます。

(永井委員)

ごめんなさい。障がい者基本計画の方で使わなかったのはどうしてかって。

(事務局)

基本計画ですか。

(永井委員)

はい。

(事務局)

国の方の計画がございまして、そちらの方には精神障がいのある方に対する地域包括ケアシステムということもちょっと入ってきておりませんで、それに合わせるとい

う形で今回は入れてはいないんですが、記載すべきか検討させていただきます。

(永井委員)

何かこちらの方ではけっこう中心になってるような感じなので。ご検討ください。ありがとうございました。

(大久保会長)

そうですね。障がい者基本計画で22ページのところの、精神障がいの方のところ  
に包括ケアシステムのことを載付けてもいいんじゃないかということですかね。

(永井委員)

載せないなら何か載せないこだわりがあるのかなと思ったものですから。

(事務局)

構成的に、今、国の方で基本計画を作っているんですが、そこら辺とかなり合わせる  
ような部分で今回国の方で見直しした分については、道の方もこの基本計画の中間  
見直しで新たにできた項目を道の方にも盛り込むということだったんですが、国の方  
の基本計画に、具体的な地域包括精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムを推  
進するという文言が国の基本計画になかったもんですから、これらのことが入ってな  
かったというのが単純な理由ではございました。検討させていただきます。

(永井委員)

批判的な立場の人もあるかなと思うので、入れる入れないに理由があるかなと思い  
ました。ありがとうございました。

(大久保会長)

国の方で包括ケアシステムというずいぶん言葉を使ってたんですけど、最後は入れ  
なかったんですかね。

(永井委員)

批判はありましたよね。

(大久保会長)

あったからですかね。わかりました。整理はされた方が見る人にはいいかもしれま  
せんね。ありがとうございました。他にお気づきのことなどありますでしょうか。よろ  
しいですか。それでは、もしよろしければ進めさせていただきます。



### 3 その他

(大久保会長)

では次のその他ですかね、事務局から何かありましたらお願いいたします。

(障がい者保健福祉課制度グループ 菅井主任)

はい。それでは私の方から資料4に基づきまして、ヘルプマーク等について簡単にご報告いたします。

ヘルプマークとはこういう物で、ヘルプマークとはこういう物があるんですけど、今、皆様のお手元に回しますのを見てみてください。資料4にもありますとおり、ヘルプマークとは義足、人工関節、あるいは内部障がい、難病の方、または妊娠初期の方など、外見から援助、配慮が必要だということがわかりにくい方が持つことによって援助を得やすくするようにするもので、平成24年10月から東京都が作成したマークでございます。

またヘルプカードは、援助や支援内容やあるいは緊急の連絡先など、そういったものを記載し提示することによって、必要な支援を受けやすくするための物でございます。

このヘルプマーク、ヘルプカードについて、今年度10月に北海道と札幌市で連携して道内全土で導入したところでございます。札幌市においては既に配布を始めていますが、北海道については市町村に配布し、市町村を窓口として各住民の皆様方に配布する形ですので、市町村の窓口が準備でき次第の配布ということになっております。

既に配布をしたところですが、このマークやカードについては持ってらっしゃる方だけではなくて、周囲の方、支援をする方がそのマークの意味をよく知っていることが重要となりますので、今後は道民の皆様に対しての普及啓発について力を入れていきたいと考えているところです。

報告については以上です。

(大久保会長)

はい、ありがとうございます。ヘルプマークについてでございました。最近地下鉄でもちょっと見かけるように、少しなりましたよね。これについて何かご質問、ご意見等がありますか。

(中田委員)

北海道さん、というか各市町村は確か申請書書かせていると、マークに関しては。それは記名だと思うんですけども、確か全国的に見て青森かどこかだけだったと思う

んですけども。札幌市はけっこう今、実はそういうの書かせていなくて普通に渡していて、かなり実は数が出てて追加発注してるぐらい出てるんですけど。数的なものとか、あまり書かせることによって出ていかないのかなって気もするんですけど、それの何かお考え方は。

(事務局)

書いてもらう…一番最初に考えたのはですね、追加でも発注するにしても何にしてもデータの的なものが必要なのかなということ、はたから見て障がいのあることがわかる、支援の必要な方がわかりにくいということですけども、じゃあいったいどういった方が必要としているのかっていう、それだけのデータが欲しいなっていうことで書いてもらおうということ。ただ、書いてもらうと言ったって身分を証明する物ですとかそういった物は一切求めていなくて、名前を一応書いていただくんですけども仮名で全然構わないですし、そういったことでは、負担のない範囲で書いていただければいいかなということ、で、実際こういう方が必要とされているということで、次何かの展開をしていく時にそういったところを根拠にいろいろと動けるのかなということ、北海道はそういうことで、申込書に書いてもらうという方式を採用しています。

(中田委員)

昨日道新に載ってましたけども、コンビニのレジの、北海道さんでやられている、あれすごくいいなと思ってました。すごく、見てヘルプマークというものが出ているので、いつもじゃないみたいなんですけど、時々順番で出てる、あれ素晴らしいなと思いました。コンビニのレシートが一番下のところにヘルプマークの説明が。

(事務局)

あと、地デジのデジタル放送の画面をやると、そこに広告が載ったりだとか。

(大久保会長)

おもしろいですね。

ちなみにこのマークは北海道、道として買って市町村が配るということですか。

(事務局)

初回はですね。

(大久保会長)

初回は。初回サービスだね。

(事務局)

あとは、各市町村に追加でいくようになったら、各市町村で負担してお願いしたいということ。

(大久保会長)

ちなみにいくらぐらいするもんですか。

(事務局)

160円ぐらいです。

(奥村委員)

ヘルプマークのことよく知らないので教えて欲しいんですけど。対象者は、身体障がいの方は対象になると思うんですけど、知的障がいなんかの方は対象になるんでしょうか。

(事務局)

外見から援助や配慮がわからない方であれば、どの障がいであったとしても対象になります。

(大久保会長)

他にご意見やご質問とかありますでしょうか。どうぞ。

(奥村委員)

さっきのヘルプマークのことについてなんですけど、これってわかりやすい版ってないんですか。もうちょっと簡単に書いて欲しいんですけど。

(大久保会長)

なるほど、そうですね。はい、そうですね。

(事務局)

工夫します。

(大久保会長)

わかりやすい版ぜひ作っていただきたいと思います。これについては道庁のホームページにも札幌市のホームページにも載ってますし、カードについても載って使える

ような状態になっているようです。以上でよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

(大久保会長)

最後に全体を通して、委員の皆様から何かございましたらお願いしたいと思えますけど。よろしいですか。

はい、それでは事務局の方から何かございましたらお願いいたします。はい、どうぞ。

(障がい者保健福祉課制度グループ 三田地主査)

今回の開催なんですけども1月の下旬から2月上旬頃を想定しておりまして、事前に皆様に日程調整表をお配りしておりますので、今日わかる方は記載していただいて事務局の方にお渡しいただければと思います。今日決まっていなければ後でメールで頂いても構いませんので、よろしくお願いいたします。

(大久保会長)

わかりました。それでは、以上で本日予定している議事を全て終了となります。どうもありがとうございました。

事務局に進行をお返しします。

#### ○閉会

(障がい者保健福祉課制度グループ 三田地主査)

大久保会長、ありがとうございました。

以上で、第2回北海道自立支援協議会を終了いたします。

本日はどうもありがとうございました。